府立学校の施設に関する

アスベスト管理マニュアル

学校施設管理者のための

「アスベスト管理マニュアル」

アスベスト点検結果標示取り扱い要領

**令和６年３月**

**大阪府教育庁施設財務課**

【目次】

**第1編　学校施設管理者のための「アスベスト管理マニュアル」**

第１．目的

第２．対象施設

第３．石綿含有建材について

第４．石綿含有建材の使用状況の把握

第５．改修工事等における留意点

第６．維持管理における留意点

第７．石綿点検結果標示

　　　【参考】判定の目安

　　　様式1　大気中濃度測定結果表

**第2編　アスベスト点検結果標示取り扱い要領**

第１．目的

第２．アスベスト点検結果標示の取り扱い基準

　　　アスベスト点検結果

標示A　標示B　標示C

|  |
| --- |
| **注）本マニュアルでは、アスベストについて、日本産業規格（JIS）、他のマニュアルの引用等を除き、法律用語と合わせて「石綿」と表記するものとする。アスベストと石綿は同一のものである。** |

**第1編　学校施設管理者のための**

**「アスベスト管理マニュアル」**

第１　目的

本マニュアルは、府立学校の施設及び設備に含まれる石綿の飛散の防止を図るため、府立学校の施設管理者が日常の施設の維持管理や解体、改造、補修、改修等の作業を行う際に実施すべき事項を定め、もって児童生徒及び教職員等の安全確保と不安解消を図ることを目的とする。

第２　対象施設

平成18年8月31日以前に新築工事に着手した建築物その他の工作物。ただし、備品・消耗品（実験台の天板やストーブ、冷蔵庫、掃除機、耐火金庫等のパッキンなど）に石綿が含まれることもあるが、本マニュアルの対象外とする。

第３　石綿含有建材について

１．石綿の規制対象

石綿又は石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物のうち、本マニュアルでは、石綿含有建材を対象とする。

本マニュアルで使用する用語の意味は、以下のとおりとする。

（１）石綿含有吹付け材

大気汚染防止法施行令の「吹付け石綿」、石綿障害予防規則の「吹き付けられた石綿」を指し、具体的には吹付け石綿、石綿含有ロックウール、石綿含有ひる石（バーミキュライト）吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材を指す。一般的に「レベル１建材」と称されているものである。

（２）石綿含有保温材等

大気汚染防止法施行令の「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（大気汚染防止法施行規則では「石綿含有断熱材等」とされている）、石綿障害予防規則の「石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材(耐火性能を有する被覆材をいう。)等」を指し、石綿が使用された保温材、断熱材及び耐火被覆材のことをいう。一般的に「レベル２建材」と称されているものである。

（３）石綿含有仕上塗材

JIS A 6909に定められた建築用仕上塗材（しあげぬりざい）のうち、石綿等が使用されているものであり、大気汚染防止法施行規則の「石綿を含有する仕上塗材」、石綿障害予防規則の「石綿含有仕上げ塗材」を指す。

石綿含有ひる石（バーミキュライト）吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材は、大気汚染防止法における「吹付け石綿」及び石綿障害予防規則の「吹き付けられた石綿」に分類されることから、石綿含有仕上塗材に含まれない。

（４）石綿含有成形板等

大気汚染防止法施行規則の「石綿含有成形板等」、石綿障害予防規則の「石綿含有成形品」を指し、石綿が使用された成形板やその他の建築材料等で、石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材等、石綿含有仕上塗材以外の物をいう。具体的には、石綿含有スレート板や石綿含有押出成形セメント板、石綿含有ロックウール吸音板などの成形板、ビニル床タイル、下地調整材等の建築材料のほか、ガスケットやパッキン、石綿布などの製品等も含まれる。一般に「レベル３建材」と称されているものである。

２．石綿規制の変遷

大気汚染防止法、労働安全衛生法施行令及び石綿障害予防規則の一部が改正され、平成18年9月1日（大気汚染防止法は同年10月1日）から、規制の対象となる建材の石綿の含有率（重量比）が1％から0.1％に改められているため、それ以前に記載等された情報において、単に石綿が含有しないとされていること自体を以って、石綿を含有しないものとは扱えず、再度調査が必要であることに留意すること。

なお、建築材料中の石綿含有率の分析方法で石綿の含有率（重量比）0.1％までの精度を有するものとして、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」が平成18年３月25日に制定されている。これと同等以上の精度を有する分析方法として、平成18年8月21日付け基発第0821002号「建材中の石綿含有率の分析方法について」に記載されている次の方法がある。

廃止前の平成８年３月29日付け基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」の第３の３の「位相差顕微鏡を使用した分散染色法による分散色の確認」による定性分析法方法（以下「分散染色法」という。）である。

ただし、分散染色法は、JIS法の7.1.2のa）の「位相差顕微鏡による分散染色法」による定性分析方法に相当するものであり、これにより定量分析を行うことはできない。よって、分散染色法による分析を行った結果、石綿の種類に応じた分散色が確認されなかった場合に限り、石綿が0.1％を超えて含有していないものとして取り扱うことができるものであること。

石綿関係法規の変遷は表１に示すとおりである。

**表 1　石綿関係法規の変遷**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年号 | 法規、通達名 | 法規・通達の概要 |
| 昭和35年（1960） | 「じん肺法」制定 | じん肺検診についての規定（石綿も対象） |
| 昭和46年（1971） | 「労働基準法特定化学物質等障害予防規則（特化則）」制定 | 製造工場が対象、局所排気装置の設置、測定の義務付け（測定方法の規定なし） |
| 昭和47年（1972） | 「労働安全衛生法（安衛法）」制定「特化則」再制定 | 労働安全衛生法が新たに制定され、特化則は同法に基づく規定となる |
| 昭和50年（1975） | 「労働安全衛生法施行令」の改正 | 名称等表示（石綿５％超対象） |
| 「特化則」の大改正（昭和45年ILO職業がん条約批准のため） | 石綿５％超対象取扱作業も対象、石綿等の吹付け作業の原則禁止、特定化学物質等作業主任者の選任、作業の記録、特殊検診の実施、掲示等（工業会の自主規制により、石綿含有吹付けロックウール（乾式）の使用中止） |
| 昭和63年（1988） | 告示「作業環境評価基準」 | 法規に規定されている各種物質の管理濃度を規定（石綿も対象：2f／cm3）（工業会の自主規制により、石綿含有吹付けロックウール（湿式）の使用中止） |
| 平成元年（1989） | 「大気汚染防止法（大防法）・同施行令・同施行規則」の改正 | 石綿を特定粉じんとし、特定粉じん発生施設の届出、石綿製品製造/加工工場の敷地境界規準を10f/Lと規定 |
| 平成3年（1991） | 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の改正 | 特別管理産業廃棄物として「廃石綿等」を新たに制定。吹付け石綿、石綿含有保温材等の石綿含有廃棄物が該当 |
| 平成7年（1995） | 「労働安全衛生法施行令」の改正 | アモサイト、青石綿の製造等禁止 |
| 「労働安全衛生規則」の改正 | 吹付け石綿除去作業の事前届出 |
| 「特化則」の改正 | 石綿１％超まで対象が拡大吹付け石綿除去場所の隔離、呼吸用保護具、保護衣の使用 |
| 平成8年（1996） | 「大防法」の改正 | 特定建築材料（吹付け石綿）を使用する一定要件をみたす建築物の解体・改造・補修する作業が「特定粉じん排出等作業」となり、事前届出、作業規準の遵守義務を規定 |
| 平成9年（1997） | 「大防法施行令・同施行規則」の改正 |
| 平成11年（1999） | 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」制定 | 特定第一種指定科学物質として石綿が規定され、年間500kg以上使用する場合に、環境への移動・排出量を国への報告義務付け |
| 平成16年（2004） | 「労働安全衛生法施行令」の改正 | 石綿含有建材、摩擦材、接着剤等10品目が製造等禁止 |
| 告示「作業環境評価基準」 | 石綿の管理濃度を改正（施行期日：2005.4.1） |
| 平成17年（2005） | 「石綿障害予防規則」の制定（施行期日：2005.7.1） | 特定化学物質等障害予防規則から、石綿関連を分離し、単独の規則である石綿障害予防規則を制定。解体・改修での規制（届出、特別教育、石綿作業主任者等）を追加 |
| 平成17年（2005） | 「大防法施行令・同施行規則」の改正（施行期日：2006.3.1） | 吹付け石綿の規模要件等の撤廃と特定建築材料に石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材が追加。掻き落とし、破砕等を行わない場合の作業規準を規定 |
| 平成18年（2006） | 「大防法」の改正（施行期日：2006.10.1） | 法対象の建築物に加え工作物も規制対象となる |
| 労働安全衛生法施行令の改正（施行期日：2006.9.1） | 石綿0.1重量％超の製品の全面禁止（一部猶予措置有り） |
| 石綿障害予防規則の改正（施行期日：2006.9.1） | 規制対象を石綿0.1重量％超に拡大一定条件下での封じ込め、囲い込み作業に対する規制の強化等 |
| 廃棄物処理法の改正（施行期日：2006.10.1） | 石綿0.1重量％超を含有する廃棄物を石綿含有廃棄物と定義。また、無害化処理認定制度が発足した。（施行期日：2006.8.9） |
| 平成20年（2008） | 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等（施行期日：2009.4.1） | ・事前調査の結果の掲示・隔離の措置を講ずべき作業範囲の拡大、隔離の措置等・吹付け石綿除去作業について電動ファン付き呼吸用保護具着用を義務付け・船舶の解体等の作業に係る措置（施行期日：2009.7.1） |
| 平成23年（2011） | 石綿障害予防規則の一部を改正する省令（施行期日：2011.8.1） | 船舶の解体等について、建築物解体等と同等の措置を義務付け |
| 平成24年（2012） | 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（施行期日：2012.3.1） | 石綿0.1重量％超の製品の禁止の猶予措置を撤廃 |
| 平成25年（2013） | 大防法の改正（施行期日：2014.6.1） | 届出義務者を発注者等に変更、解体等工事の事前調査及び説明の義務化、作業基準の改正 |
| 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」（国土交通省告示） | 建築物の通常使用における石綿含有建材の使用実態の把握推進のため、同規定を創設 |
| 平成26年（2014） | 「石綿則」のいh支部を改正する省令（施行期日：2014.6.1） | 集じん・排気装置の排気口からの石綿漏えいの有無の点検、作業場前室の負圧状態の確認、損傷・劣化等石綿粉じん発散のおそれがある保温材等の対応の追加 |
| 平成29年（2017） | 「石綿含有仕上塗材の除去等作業における飛散防止対策について通知」（環境省） | 石綿含有仕上塗材の除去作業における飛散防止対策について、吹付け工法で施工されたものについては吹付け石綿として扱うこととした |
| 平成30年（2018） | 「安衛法施行令」、「安衛則」の改正（施行期日：2018.6.1） | 分析、教育用の石綿の製造・輸入・使用等を可能とした |
| 「石綿則」の一部を改正する省令（施行期日：2018.6.1） | 石綿分析用試料等の定義、製造に係る措置、製造許可、届出等を規定 |
| 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」（厚労省・国交省・環境省告示） | 3省連携により、国交省の旧規定の内容に解体時の事前調査に必要な知識を追加 |
| 令和２年（2020） | 「大防法」の改正（施行期日：一部を除き2021.4.1） | すべての建材への規制拡大及び作業基準の適用、事前調査方法の法定化・資格者による事前調査の実施、事前調査結果の記録の保存及び都道府県知事への報告の義務付け、取り残し等の確認及び記録の保存の義務化、直接罰の創設等 |
| 「石綿則」の一部を改正する省令（施行期日：一部を除き2021.4.1） | 事前調査及び分析調査を行う者の要件の新設、計画届の対象拡大、事前調査結果の届出制度の新設、隔離（負圧不要）を要する作業に係る措置の新設、その他作業に係る措置の強化、作業計画に基づく記録・保存の義務化、石綿の有無が不明な建材に対して石綿が使用されているとみなして工事を行うことにより分析調査を不要とする規定を吹付け材にも適用　等 |
| 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規定」の一部改正（厚労省・国交省・環境省告示） | 一戸建て等石綿含有建材調査者規程を新設 |

建築基準法：一定規模（※）以上の増改築において、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウールが施工されている部分は、除去することが、また、一定規模（※）未満の増改築、大規模な模様替え、大規模な修繕の場合は、除去又は封じ込め、囲い込みを行うことが義務付けられた。（施行期日　2006.10.1）

（※）一定規模：増改築部分の床面積が増改築前の床面積の 1/2

宅地建物取引法：建物の売買等の取引に際して、石綿が使用されているか調査した経緯があればその結果を建物の持ち主又は宅地建物取引業者は、買主等に対して、石綿の使用を重要事項として通知することが義務付けられた。

第４　石綿含有建材の使用状況の把握

１．石綿含有吹付け材

平成１７年度に実施した「府立学校建築物使用建材調査」により、石綿含有吹付け材の使用が判明した全ての府立学校において、平成18年度までに対策工事（除去等）を実施済である。

令和６年２月２９日時点で石綿含有吹付け材が残存する府立学校は２９校となっている。表２に示すとおりである。

２．石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材

石綿含有吹付け材以外の石綿含有建材については、解体、改造、補修、改修等の作業（以下「改修工事等」という。）前に行った石綿含有分析調査の結果を、前項の「府立学校建築物使用建材調査」等の結果と合わせて、「府立学校建築物等使用建材調査結果一覧表」（以下「一覧表」という。）に取りまとめている。

表 2　府立学校石綿含有吹付け材使用校一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 学校名 | 対策方法 | 残存する棟 | 対策面積 |
| 1 | 枚岡樟風高校 | 囲い込み | 製造棟 | 1,671㎡ |
| 2 | 金岡高校 | 囲い込み | 校舎棟(鉄骨造) | 490㎡ |
| 3 | 北かわち皐ヶ丘高校（元東寝屋川高校） | 囲い込み | 校舎棟（鉄骨造） | 12,964㎡ |
| 4 | 島本高校 | 囲い込み | 校舎棟（鉄骨造） | 10,752㎡ |
| 5 | 松原高校 | 囲い込み | 校舎棟（鉄骨造） | 11,346㎡ |
| 6 | 箕面東高校 | 囲い込み | 校舎棟（鉄骨造） | 10,080㎡ |
| 7 | 藤井寺高校 | 囲い込み | 校舎棟（鉄骨造） | 11,812㎡ |
| 8 | 柴島高校 | 囲い込み | 管理教室棟（ファン室） | 12㎡ |
| 9 | 大阪わかば高校（元勝山高校） | 封じ込め | 設備棟（電気室） | 35㎡ |
| 10 | 豊中高校能勢分校（元能勢高校） | 囲い込み | 汚水処理棟 | 17㎡ |
| 11 | 箕面高校 | 囲い込み | 特別教室棟（十字階段） | 40㎡ |
| 12 | 茨木高校 | 囲い込み | 記念館 | 181㎡ |
| 13 | 東淀川高校 | 囲い込み | 機械室棟 | 85㎡ |
| 14 | 生野高校 | 封じ込め | 設備棟（ポンプ室） | 35㎡ |
| 15 | 河南高校 | 囲い込み | 特別教室棟 | 21㎡ |
| 16 | 農芸高校 | 囲い込み | 機械室棟 | 24㎡ |
| 17 | 今宮工科高校 | 囲い込み | 教室棟 | 928㎡ |
| 18 | 懐風館高校（元羽曳野高校） | 囲い込み | 汚水処理棟、特別教室棟 | 220㎡ |
| 19 | 園芸高校 | 囲い込み | 微生物技術科棟、特別教室棟、環境緑化棟、園芸棟、管理棟、附属棟 | 5,831㎡ |
| 20 | 佐野工科高校 | 囲い込み | 体育館渡廊下 | 131㎡ |
| 21 | 阿武野高校 | 気中濃度測定 | 校舎棟（昇降機シャフト内） | 102㎡ |
| 22 | 長尾高校 | 気中濃度測定 | 普通教室棟（昇降機シャフト内） | 83㎡ |
| 23 | 桜宮高校 | 封じ込め | アリーナ棟（鉄骨造） | 2,898㎡ |
| 24 | 東高校 | 封じ込め | 体育館棟（鉄骨造） | 2,150㎡ |
| 25 | 元咲州高校（H30.3.31閉校） | 囲い込み | 校舎棟（鉄骨造） | 7,285㎡ |
| 26 | 元長野北高校（R3.3.31閉校） | 囲い込み | 校舎棟（鉄骨造） | 9,061㎡ |
| 27 | 高槻支援学校 | 封じ込め | 管理中学部棟（電気室） | 24㎡ |
| 28 | 豊中支援学校 | 囲い込み | 車庫 | 172㎡ |
| 29 | 佐野支援学校 | 封じ込め | 設備棟（電気室） | 54㎡ |

第５　改修工事等における留意点

１．事前調査

改修工事等の受注者又は自主施工者(改修工事等を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。)は、改修工事等の前に、石綿含有建材の使用状況について調査をすることが義務付けられている。

しかしながら、石綿含有建材の使用状況によって工事費、工期が大きく異なってくるため、発注者等が改修工事等の公告前に事前調査し適正な工事費、工期を設定することを基本とする。

石綿含有分析調査済みの部分を改めて調査する必要はないため、一覧表にて調査済みの箇所を確認する。

石綿含有分析調査をする前に、建築材料名等から「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（国土交通省・経済産業省） < <https://asbestos-database.jp/>> （以下「データベース」という。）又はメーカーに問い合わせるなどして石綿含有建材か否かを確認する。

なお、データベースは、石綿含有建材であることを確認するものであり、掲載されていないことをもって、石綿含有建材でないとすることはできないので注意すること。

建築材料名等から確認できない場合は、石綿含有分析調査を分析機関に依頼して確認を行う。ただし、アスファルト防水層等、調査をすると漏水等の不具合が生じるおそれのある個所や、足場（脚立足場を除く）を設置しないと調査できない箇所等については、石綿含有建材とみなすことを検討するものとする。

２．調査結果

建築材料名等から石綿含有建材か否か確認できた場合は、その材料名及び使用場所並び石綿含有建材か否かを取りまとめ、教育庁施設財務課（以下「施設財務課」という。）に提出する。

石綿含有分析調査を実施した場合は、分析結果報告書（写しも可）及び検体の採取箇所のわかる図面を施設財務課に提出する。

受注者が行う事前調査により、新たな情報が得られた場合も同様とする。

施設財務課は、これらを一覧表に反映させる。

３．施設財務課との協議

石綿含有建材の改修工事等を行う場合は、事前に施設財務課と協議する。

吹付け石綿の除去、改修工事等を行う場合は、原則として、施設財務課が発注する。

４．改修工事等

改修工事等に際しては、労働安全衛生法（石綿障害予防規則を含む）、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法及び建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）等各種法令に基づき、発注者として次に掲げる事項を遵守する（主に受注者が行う労働安全衛生法等に基づく事項については本マニュアルでは割愛する）。

（１）適切な契約締結

発注者が自主的に行う事前調査結果を踏まえ、適正な工事費、工期を設定し、契約を締結する。

（２）受注者が実施する事前調査への協力

受注者が行う事前調査（※）には、発注者等が行った事前調査結果の他、学校の設計図書等を情報提供するなど調査に協力する。

※参考

|  |
| --- |
| ア　受注者の有資格者による事前調査義務（令和５年10月１日施行）建築物の事前調査は、必要な知識を有する者に実施させる。イ　受注者の事前調査受注者は、建築物や工作物の改修工事等を行う前に石綿含有建材の使用状況について調査をする必要があり、事前調査の結果を、作業開始前（届出対象特定工事（石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を対象とする改修工事等）の場合は工事開始の14日前まで）に書面にて発注者に説明する。ただし、災害その他非常の事態の発生により改修工事等を緊急に行う必要がある場合にあっては、速やかに行うものとする。ウ　事前調査結果の報告義務（令和４年４月１日施行）受注者は、下記のいずれかに該当する改修工事等をする場合は、石綿含有建材の使用状況に関わらず、事前調査結果を都道府県等に報告する。・建築物の解体：対象の床面積の合計が80平方メートル以上・建築物の改修・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上 |

（３）事前調査書面の報告

受注者は、事前調査結果について書面を交付して発注者に説明するとともに、事前調査に関する記録を作成し、改修工事等が終了した日から３年間保存する。

（４）作業計画の十分な検討及び届出

受注者は、改修工事等によって石綿が飛散することのないように、作業計画について十分に検討するとともに、必要な報告等を発注者に行う。

発注者は、作業等の届出を行う。

※参考

|  |
| --- |
| ア　法・条例に基づく届出発注者は、次のいずれかの改修工事等を行う場合は、作業開始14日前までに関係行政機関に届出を行う。・石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を対象とする改修工事等の作業の届出・石綿含有仕上塗材の使用面積が1,000平方メートル以上の改修工事等の作業の届出・石綿含有成形板等の使用面積が1,000平方メートル以上の改修工事等の作業の届出・石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を対象とする改修工事等（石綿含有保温材等にあっては、かき落とし、切断又は粉砕による除去に限る）のうち、改修工事等の面積が50平方メートル以上のものは、大気中の石綿の濃度の測定計画の届出イ　法に基づく作業結果の報告受注者は、改修等工事が完了したときは、当該工事が適切に行われているかを確認し、その結果を書面で発注者へ報告するとともに、当該書面の写し及び作業の記録を、改修工事等が終了した日から３年間保存する。ウ　条例に基づく大気中の石綿の濃度の測定結果の報告受注者は、石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を対象とする改修工事等（石綿含有保温材等にあっては、かき落とし、切断又は粉砕による除去に限る）のうち、改修工事等の面積が50平方メートル以上のものは、大気中の石綿の濃度の測定をし、その結果の記録を発注者に交付する。 |

５．寄附採納

寄附採納に際して改修工事等をしようとする場合は、学校が発注する改修工事等と同様の対応を行う。

第６　維持管理における留意点

１．校舎等に石綿含有吹付け材が使用されている施設の部分

（１）大気中石綿濃度測定の実施と対応

１）室内の大気中石綿濃度測定を毎年１回実施し、石綿の飛散の有無を確認する。測定結果は速やかに施設財務課まで報告するとともに、大気中濃度測定結果表（様式1）を提出する。

２）測定は、専門機関に業務委託するものとし、測定方法は、原則として「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の7及び第16条の13の規定による石綿の濃度の測定法」（平成29年大阪府公告第19号）による。

３）大気中石綿濃度測定の結果、繊維（0.056本／Ｌ以上）が検出された場合には、施設財務課に報告し、対策の必要性、対策方法等について協議する。

（2）囲い込み等の点検と対応

囲い込み・封じ込めの状態を随時点検し、壊れ・破損・劣化している場合は速やかに施設財務課に報告・協議のうえ、改修等の措置を行う。

※P.11・12【参考】判定の目安参照

（３）飛散事象発生時の対応

石綿の飛散する事象が発生した場合は、直ちに、施設財務課に報告・協議のうえ、現場付近に立入禁止等の応急措置を行う。

（４）大規模災害発生時の対応

大規模な地震等による災害が発生し、学校施設が損傷した場合は、直ちに避難するとともに、学校施設の安全と石綿の飛散がないことを確認できるまで立入禁止とする。

２．校舎等に石綿含有吹付材以外の建築材料が使用されている学校の部分

（１．以外の部分）

（１）石綿含有建材の点検と対応

一覧表により、石綿含有建材を把握し、管理に当たっては下記のとおりとする。ただし、国等から石綿含有建材のアスベスト飛散に関する新たな知見が示された場合は、施設財務課において新たな基準を示すこととする。

なお、一覧表に掲載されていない建築材料については、事前調査をしていないものであり、石綿含有建材のおそれがある。

１）石綿含有建材を随時目視等により点検する。

２）部分的な壊れ・破損がある場合、施設財務課と相談の上、「第３　改修工事等における留意点」を参考に、専門業者に補修工事を依頼する。

※P.12【参考】判定の目安参照

３）取替えなどの補修を行う際には、「第３　改修工事等における留意点」により対応する。

４）落下した成形板の破片を発見した場合は、破損しないように十分注意しながら採取し、他の廃棄物と区分して、プラスチック袋（※）に密封して、石綿含有廃棄物とみなして処理する。

※プラスチック袋はダブルジッパー式が望ましい。大きな破片は大きな袋を重ねて使用し、口を固くしばること。

（２）児童生徒への注意喚起

府立学校の自転車置き場の側壁や屋根などに使用されている石綿含有成形板等は、通常、アスベストの飛散するおそれはないが、破損した場合には飛散するおそれが生じることから、必要に応じて、児童生徒への注意喚起に努める。

第７　石綿点検結果標示

石綿含有吹付け材の使用の有無や改善措置等の実施状況をわかりやすく標示し、児童・生徒、教職員・来校者等の不安解消に努める。標示に当っては、「アスベスト点検結果標示取り扱い要領」による。

【参考】判定の目安

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 使用例 | 破損・劣化の例 |
| 石綿含有吹付け材 |  |  |
| 石綿含有成形板等 |  | kanaoka |

|  |  |
| --- | --- |
| 破損の状態 | ・ひび割れが生じている・穴が開いている・傷がある・配管などが折れ、石綿部分がむき出しになっている |
| 劣化の状態 | ・表面がけば立っている・雨漏りなどにより変色し、崩れている・外壁塗材が下地と離れている・周囲にかけらが落ちている |

附記　本マニュアルは平成18年４月１日から適用する。

附記　本マニュアルは平成20年11月１日から適用する。

附記　本マニュアルは平成26年９月２４日から適用する。

附記　本マニュアルは令和４年10月31日から適用する。

　　　ただし、第３ ５（２）参考アの規定は、令和４年４月１日から、同参考ウの規定は、令和５年１０月１日から適用する。

附記　本マニュアルは令和６年３月12日から適用する。



**第2編　アスベスト点検結果標示取り扱い要領**

第1　目　的

本要領は、府立学校において、アスベスト含有吹付け材の点検結果や改善措置の実施状況を、府民にわかりやすく標示（以下「アスベスト点検結果標示」という）することにより、児童・生徒、教職員・来校者等の不安解消につなげることを目的とする。

第2　アスベスト点検結果標示の取扱い基準

１．標示内容

１）標示Ａ

この施設は、アスベストを含有する吹付け材を「使用していません」。

・平成17年度に実施した府立学校建築物等使用建材調査で、吹付けアスベストが無かった施設及び除去を行った施設に標示する。

2）標示Ｂ

この施設は、一部の場所（※）でアスベストを含有する吹付け材を使用していますが、「飛散防止対策を実施」しています。

・封じ込め、囲い込み及び応急措置等の飛散防止対策を行った施設に標示する。

3）標示Ｃ

この施設は、一部の場所（※）でアスベストを含有する吹付け材を使用していますが、室内空気環境測定の結果、「世界保健機関の環境保健基準値以下であることを確認」しています。（測定日　　　年　月　日）

・対策工事前であるが、「室内環境測定及び目視点検」の結果が良好な施設に標示する。

　　　（※）下線部には、室名を記入してもよい。又複数室の場合は別紙で標示してもよい。

２．標示場所

施設単位毎の点検結果に応じて、おおぜいの人が利用する出入口（事務室窓口）などの分かりやすい位置に標示する。

附記　本要領は平成18年４月１日から適用する。

　標示A





**アスベスト**

**点検結果**

　標示B

□２０cm×２０cm

**この施設は、アスベストを含有する吹付け材を「使用していません」。**

**この施設は、一部の場所でアスベストを含有する吹付け材を使用していますが、「飛散防止対策を実施」しています。**





**アスベスト**

**点検結果**

　標示C

□２０cm×２０cm

**この施設は、一部の場所でアスベストを含有する吹付け材を使用していますが、室内空気環境測定の結果、「世界保健機関の環境保健基準以下であることを確認」しています。**

**（測定日　　　　　年　　月　　日）**





**アスベスト**

**点検結果**

□２０cm×２０cm

**この施設は、アスベストを含有する吹付け材を「使用していません」。**

**この施設は、アスベストを含有する吹付け材を「使用していません」。**





**アスベスト**

**点検結果**

平成18年2月16日　作成

大阪府アスベスト対策推進本部

府有施設管理部会

令和６年３月12日改正

大阪府教育庁施設財務課